氏
 名
 林
 **

学位(専攻分野) 博士 (経済学)

学位記番号 経 博 第 80 号

学位授与の日付 平成 11年 5月 24日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科·専攻 経済学研究科経済政策学専攻

学位論文題目 スコットランドにおける本源的蓄積過程

----18 世紀スコットランド亜麻産業の地域史的意義----

(主 查) 論文調查委員 教授渡邉 尚 教授今久保幸生 教授田中秀夫

論文内要の要旨

本論文は1707年の合同条約によるスコットランド王国とイングランド王国との合併の後、スコットランドが一つの独自な個性を持つ地域として経済的に統合された過程を、亜麻産業の実証的分析によって解明しようとした労作である。本論文は、序章および本文4章から成っている。

序章「スコットランド経済史研究の回顧」で、著者はスコットランドおよび日本における研究史を丹念に検討して、スコットランドが連合王国の一部になったにも拘わらず、今日に至るまで一貫して堅持して来た地域的独白性の経済基盤の解明が、依然として残された課題であることを確認する。その上で、著者は合同体制と亜麻産業を主導部門とするスコットランドにおける経済成長との因果関係の分析に焦点を当て、スコットランドにおける本源的蓄積過程を「原経済圏」の形成過程という観点から解明することを、本論文の課題とする。

第1章「18世紀におけるスコットランド亜麻産業の発展」では、合同後のスコットランドにおける亜麻産業振興政策が分析される。まず1727年に設立された「漁業・製造業理事会」(The Board of Trustees for Fisheries and Manufactures)が、一方でハイランドをロウランドに経済的に統合し、もってスコットランド全域の経済統合を図り、他方でイングランドとの協調的分業体制を構築するために、羊毛産業ではなく亜麻産業を産業振興政策の基本対象に選択した経緯が明らかにされる。続いて、亜麻産業振興政策の内容と1727年から1780年にいたる亜麻産業の生産構造が分析される。原料供給および準備・紡績・製織・仕上げ工程の分析の検討により、これらが概して前貸し問屋商人の支配下にあったことが確認される一方で、準備・仕上げ工程にはマニュファクチュアもしくは初期工場の経営形態が検出される。よって「理事会」の振興政策が成果を収め、亜麻産業が18世紀を通じてスコットランド全域に展開し、もってスコットランドの自立的経済発展の可能性が生まれたことが指摘される。

第2章「ブリティッシュ亜麻会社の設立過程と経営基盤」は、ブリティッシュ亜麻会社(The British Linen Company: BLC)を対象にした経営史的分析である。「理事会」の主導権を掌握していたミルトン卿の企画により、1744年「エディンバラ亜麻組合企業」(Edinburgh Linen Copartnery)が設立され、それが1746年に株式会社に転換した。これはイングランド、アメリカ植民地への粗製亜麻布の移・輸出を目的に掲げたものである。これの設立過程、経営構造(資本金構成、経営組織)、事業内容(生産、販売)、管理組織について詳細な検討が加えられる。その結果、株式会社化による年5%配当が固定費用化して財務を圧迫し、BLC が次第に生産事業から撤退して、金融業務に重心移して行く過程が明きらかにされる。

第3章「ブリティッシュ亜麻会社の事業転換過程」では、主に BLC の出資者総会と取締役会との議事録により、1750 年代 央までのエディンバラ本店、グラスゴウ、ロンドン両支店の販売実績の変動が検討される。その結果、アメリカ植民地市場向け の粗製亜麻布輸出が堅調であったにも拘わらず、 販路拡大を狙う信用期間延長による利子負担の増大と販売代金回収の困難 とによって、BLC が資金不足に陥り、これの解消手段として振り出された約束手形が、やがてスコットランド全域に流通範囲 を広げ事実上の紙幣として機能するようになる一方で、事業活動の重点が生産から販売に移行する過程が克明に辿られる。

第4章「ブリティッシュ亜麻会社からブリティッシュ亜麻銀行へ」では、1754年の輸出補助金の一時停止を契機に明らかになった亜麻布事業の低収益構造が、域内製造業者との競争激化にも起因することが認識されるようになり、BLCがグラスゴウ支店を閉鎖して輸出拠点をロンドン支店に絞る一方で、域内製造業者に対する委託生産の比重を高め、販売業者とは合同販売契約を結んで協力態勢をとるようになった過程が追跡される、やがてスコットランド・ロイヤル銀行の支援を受けながら取引先への信用供与による利子収入が利益源の大宗になって行き、1764年に不良債権が問題化すると販売業務の縮小を余儀なくされ、業務活動の重心が金融業務に移行した。1767年にBLCはハイランド紡績業から撤退し、1772年のサルトン漂白場整理をもって亜麻生産事業から完全に撤廃し、代わって金融取引の範囲と規模を拡大して、金融機関への転化を遂げたのである。

こうして、1780年代からの綿工業の急激な発展を支える生産・流通・金融などの社会的分業体制が、亜麻産業の時代に構築されたことの確認をもって、本論文は終わる。

論文審査の結果の要旨

まず本論文の高く評価されるべき点は以下の通りである。

第一に、少数のスコットランド経済史家を除いて、従来概して半ば自明のごとく「イギリス産業革命」という包括的問題 設定の下で扱われて来た地域史的事象を、「スコットランド産業革命」として明確な対象措定を行った著者の観点の斬新さで ある。ただし、本論文では産業革命過程それ自体ではなく、産業革命に直接先行する準備段階としての 18 世紀の本源的蓄積 過程に対象を限定している。しかし、この過程がやがて「スコットランド産業革命」に収斂するものと見通されている限り、 この労作は単なる「イギリスにおける本源的蓄積過程」の分析ではなく、国民経済の枠組みを相対化する地域史的本源的蓄 積論としての独自性を具えるに至っている。

第二に、著者が合同後の過程を、スコットランドがスコットランドとしての経済的地城統合を遂げた過程であるとの、独自な解釈を施している点である。たしかに、合同後の産業振興政策をロウランドによるハイランドの同化政策、経済的な「スコットランド統一運動」であるとの解釈は、すでに1970年代にミチソンによって打ち出されているが(27ペイジ)、これからさらに踏み込んで、合同後のスコットランド統合を来るべきスコットランド産業革命の基盤となる「原経済圏」の形成過程として概念化しようとする著者の解釈は、これまでの研究史から一歩踏み出した独自な新味を帯びている。

第三に、本論文が高度な実証密度を具えていることである。著者は一次史料として、スコットランド銀行史料館やスコットランド・ロイヤル銀行で直接収集した史料及び本学付属図書館所蔵のゴウルドスミス・クレス・ライブラリイのマイクロフィルムを使用している。とくに BLC の経営組織、事業内容、財務事情等に関して、出資者総会、取締役会の議事録に基く詳細を極めた分析は秀逸である。 この労作により、 先行研究によっては概括的にしか紹介されて来なかった BLC の全貌が明らかにされた意義は、極めて大きい。

第四に、著者は対象を亜麻産業に限定しているが、それだけにスコットランドの木源的蓄積を担う一大産業システムとしての亜麻産業の展開の総過程を描き出すことに成功している。著者にとっての先行研究の中で最も重視されるべき北政巳『近代スコットランド社会経済史研究』の亜麻産業分析が、紡績・製織工程のそれにとどまっているのに対して、著者が亜麻栽培から漂白に至る全工程を洩れなく分析対象に据え、準備工程および仕上げ工程でマニュファクチュアもしくは初期工場が成立していることを検証したことは、高い評価に値する。

他方で、本論文の問題点も指摘されなければならない。

第一に、本論文が対象を亜麻産業に紋り、一部門分析をもってスコットランドの本源的蓄積過程を解明しようとしている点である。その根拠を著者は、「17世紀の基軸産業であった羊毛工業の役割を引き継ぎながら、後に産業革命の代表的な産業である綿工業の生起に多大な影響を与えた亜麻産業の発展過程にこそ、スコットランドで進行した本源的蓄積過程の特性、言い換えるとスコットランドという経済地域の特性と連合王国におけるその位置図づけを解明するための鍵があると考えられるからである」(7ペイジ)と、述べている。たしかに著者は亜麻産業を単なる産業としてではなく、「一つの産業システムしての発展過程」(23ペイジ)を辿ったものとして捉え、18世紀の亜麻産業の発展の中にこれに後続する産業革命によって完成した地域経済システムが、すでに先取りされていると観ているようである。しかし、「綿工業の急速な発展を支える生産、流通、金融などの社会的分業体制がすでに亜麻産業の時代に築き上げられていた」(103ペイジ)と言い切るためには、やはり亜麻

産業というシステムが金融システムを整備した過程を BLC の事例研究によって例証するだけでなく、他にもどのような歴史的産業連関を共時的に生み出したのかについて、もう少し視野を拡げて具体的に言及しておくべきであっただろう。とりわけ綿産業の急激な発展のための必須の条件である輸送・物流システムという構造基盤の整備に、亜麻産業がどのような貢献を果たしたのかが触れられていないことが惜しまれる。

第二に、著者がスコットランドの本源的蓄積過程は「羊毛工業の成立とともに16世紀末から開始した」(7ベイジ)という認識に立ちながら、合同前の羊毛産業と亜麻産業との関連が視野の外に置かれていることは看過できない。北は合同後も羊毛工業はイングランド羊毛工業の支配する国内市場の隙間に販路を見出すことができたとしているが、著者は合同後のスコットランドの「羊毛工業、特に良質毛織物工業がイングランドとの自由競争の結果、衰退の一途を辿った」(11ベイジ)と否定的評価を下している。しかし、羊毛産業から亜麻産業へという素村転換が本源的蓄積過程の連続性を断ち切り、亜麻産業が合同前の羊毛産業によって培われた生産力を継受していないのだとしたら、亜麻から綿へという再度の素村転換に際しては生産力の継受が可能であったという見通しを、自明の如く立てることは出来ないはずである。おそらく著者は、本源的蓄積過程を原経済圏形成過程として把えようとする強烈な地域史的関心からして、羊毛産業がスコットランドを経済的に統合するに至らなかったのに対して、亜麻産業はスコットランドの経済的地域統合を達成し、もって綿産業興隆の地域経済的基盤を整備したことを、重視しているのであろう。しかし、たとえそうであっても、羊毛から亜麻へという歴史的産業連関に伴う生産力継受の側面は、検討されてしかるべきであろう。

第三に,著者によるブリテン体制の中でのスコットランドの位置づけに,問題を残していることである。著者は一方で, 「金融, 司法, 教育, 宗教などの多くの分野において, スコットランドがイングランドとは違う独自性を合同後, 今日に至るま での 290 年間一貫して堅持してきたこと」 (1ペイジ) に注目する。 それはスコットランドが合同後, 「国家主権の放棄によっ て、かえって白立的経済発展の可能性を見出すことができた」(23ペイジ)からであろうと著者は言う。しかし他方で著者は、 「合同後スコットランド社会で進行した変化過程は, イングランドによるスコットランドの同化過程だけではない」(102 ペイ ジ)として,同化の進展を事実として認識していることを隠そうとしていない。自立的発展の可能性を孕む同化という逆説的 解釈は, 「18 世紀のうちに一つの統合された経済地域としてのスコットランドが形成され, 連合王国の中でスコットランドが ようやくその独自な地位に就いたといえる」(19ペイジ)という解釈と,はたしてどこまで一致するのだろうか。ここに従来 のスコットランド経済史家が免れえなかった, ブリテン体制の中におけるスコットランドの位置づけに関する, もしくはイン グランドとスコットランドとの相同と相違とに関する解釈の微妙な揺らぎが,著者にも認められるのである。実は,これは三 百年ぶりに行われたスコットランド議会選挙で最大の争点となった,独立か(スコットランド国民党),それとも自治権拡大か (労働党)という路線選択にも直接に関わるほどの現代的意義を持つ問題なのであり, 著者に安易な批判を向けることは慎ま なければならないのかもしれない。しかし,著者が本論文に続いて本格的に取り組むはずの「スコットランド産業革命 | を, ブリテン産業革命の一局面と観るのか,それとも「イングランド産業革命」とは別の独自な産業革命と観るのかという問題に 直接関わるだけに、スコットランド認識における著者の揺らぎの自覚を著者に要請しておくことは、不当ではないであろう。 第四に,BLC の亜麻産業から銀行業への事業転換に際して,スコットランド・ロイヤル銀行が積極的に支援したのに対 し, スコットランド銀行が 1770 年代に至るまで執拗に妨害したことを, 著者が積極的に検討しようとしていないことであ る。この点を解明しなければ,スコットランド綿産業の興隆を可能にした金融基盤の亜麻産業による整備という歴史的産業 連関についても、事例提示の域を出ることが出来ないであろう。この問題の解明のためには、本論文が優れて経営史的観点 から書かれている以上,とりわけ BLC の実質的指導者であり,「理事会」の幹部でもあり,その上スコットランド・ロイヤ ル銀行の重役を兼ねてもいたミルトン卿について、企業家史的分析を施すことが望まれるところである。

以上本論文のいくつかの問題点を指摘したが、これらは総じて評価されるべき点と裏腹の関係にあり、一部門分析によってのみ初めて可能な、システムとしての亜麻産業の全容解明のためにやむを得ざる対象の限定から生じた問題であると、考えられる(その意味で、本論文の標題は、主題と副題を逆にして「18世紀スコットランド亜麻産業史―スコットランドにおける本源的蓄積過程―」とする方が妥当であろう)。したがって、以上の問題点は著者自身に課せられた今後の課題と言うべきであり、むしろこれらの新しい問題提起を孕むこの高度に実証的な労作によって、著者がスコットランド経済史研究に貴重な寄与を確実に果たしたことは疑いを入れない。よって本論文は博士(経済学)の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成11年2月23日論文内容と、それに関連した試問を行った結果合格と認めた。